

千葉県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について

令和4年10月19日

教育庁企画管理部教育施設課

電話 043-223-4154

1 規則の概要

本規則は、教育財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項を定めたものである。

2 改正理由

令和4年10月1日に、教育財産を管理している公有財産管理システムが、財務情報システムに統合されたことから、公有財産管理システムに関する規定について改正を行った。

なお、知事部局が所管する公有財産管理規則も同様の改正を行っている。

3 改正の概要

- (1) システム名称の修正を行った。
- (2) システム入力方法の修正を行った。
- (3) その他、文言等の軽微な修正を行った。

4 施行期日

令和4年10月1日